様式第十九中「検査を受けた年月日」を「保安検査の年月日」に改め、備考に次のとおり加える。

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は記載しないこと。
3　保安検査の年月日の欄には、第77条第３項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
4　備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十中「検査を受けた年月日」を「保安検査の年月日」に改め、備考に次のとおり加える。

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　×印の項は記載しないこと。
3　保安検査の年月日の欄には、第77条第３項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。
4　備考の欄には、申請者が認定完成検査実施事業者、認定保安検査実施事業者、特定認定事業者又は自主保安高度化事業者の場合にあつては、その旨を記載すること。
5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十一中「検査年月日」を「保安検査の年月日」に改め、備考に次のとおり加える。

3　保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第３項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第二十二中「検査年月日」を「保安検査の年月日」に改め、備考に次のとおり加える。

3　保安検査の年月日検査員氏名の欄には、第77条第３項により当該検査を受け又は行つたとみなされる日がある場合は、当該年月日を記載すること。

様式第二十三中備考に次のとおり加える。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十四中「認定する」を「認定に係る」に、「認定の有効期間」を「認定の有効期間（　）」に改め、備考に次のとおり加える。

2　申請者が特定認定完成検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（　）内に、特定認定完成検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第二十五中「運転を停止して」を「自ら」に改め、「運転を停止することなく」の下に「自ら」を、「特定施設及び」の下に「その」を加え、備考に次のとおり加える。

3　運転を停止することなく保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、特定認定保安検査実施事業者申請書と同時に提出する場合は、記載しなくてもよい。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第二十六中「運転を停止して」を「自ら」に改め、「運転を停止することなく」の下に「自ら」を、「特定施設及び」の下に「その」を加え、「認定の有効期間」を「認定の有効期間（　）」に改め、備考に次のとおり加える。

2　認定の有効期間の欄における（　）には、申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合、特定認定保安検査実施事業者である際の認定の有効期間を記載する。

様式第二十九中「運転を停止して」を「自ら」に改め、「運転を停止することなく」の下に「自ら」を、「特定施設及び」の下に「その」を加え、備考に次のとおり加える。

3　法第35条第１項第２号の認定と令第10条ただし書の認定を同時に申請しようとする者は、運転を停止することなく自ら保安検査を行う特定施設及びその連続運転期間の項は、記載することを要しない。
4　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様式第三十中「運転を停止して」を「自ら」に改め、「運転を停止することなく」の下に「自ら」を、「特定施設及び」の下に「その」を加え、備考に次のとおり加える。

2　申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（　）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

様式第三十四条の六の二（第四十九条の九関係）を第三十四条の十二の二（第四十九条の十五関係）とし、様式第三十四条の六（第四十九条の八の二関係）を第三十四条の十二（第四十九条の十四の二関係）とし、様式第三十四条の五の二（第四十九条の九関係）を第三十四条の十一の二（第四十九条の十五関係）とし、様式第三十四条の五（第四十九条の八の二関係）を第三十四条の十一（第四十九条の十四の二関係）とし、様式第三十四条の四（第四十九条の五関係）を第三十四条の十（第四十九条の十一関係）とし、様式第三十四条の三（第四十九条の四関係）を第三十四条の九